

こんなところでも役立つ『遺言書』 遺言書の基礎知識

〒862-0926
熊本市東区保田窪4丁目14番68号



司法書士法人
土地家屋調査士事務所
行政書士事務所
エントラスト

司法書士・土地家屋調査士・行政書士 山崎隆弘
TEL 096-285-1120
<http://entrust-k.jp>

1

遺言とは

「遺言」とは、被相続人（遺言者）が自分の財産について誰に何を残したいのか、最終の意思表示をするものです。遺言は日常的には「ゆいごん」と読みますが、法律用語としては「いごん」と読みます。

遺言を書面にしたものが遺言書です。遺言書があれば、原則としてその内容のとおり遺産を分割するルールになっているので、相続人間の争いが起こりにくくなります。相続財産の換金や売却などもスムーズにできるので、相続人は相続税を支払いやすくなります。

2

遺言の主な機能

- 誰に何をどのように残すのか

遺言で法定相続分とは異なる割合での相続財産の分配、相続人以外の第三者へ財産を与える遺贈や、団体への寄付等ができます。

- 遺言に基づく手続きは誰がするのか

遺言に基づく相続手続きを円滑に行うために、遺言執行者を指定することができます。

- ・ 相続人に気持ちを伝えたい

相続財産の帰属先や配分割合を決めた理由だけでなく、家族に対する感謝のメッセージ等も記載することができます。

3

遺言の効力

	遺言あり	遺言なし
不動産	①遺言書	①遺産分割協議書
預貯金	②法定相続情報(戸籍一式)	②法定相続情報(戸籍一式)
株式等	③遺産を取得した方のみの印鑑証明書	③相続人全員の印鑑証明書
	④遺産を取得した方のみの実印	④相続人全員の実印



令和元年7月1日施行

預貯金のうち相続開始時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額については、単独で行使をすることができる(ただし、金融機関ごとの上限金額は150万円)

必要書類は法定相続情報のみ(法律上の規定なし)

4

[illegible]

5

遺言書でできること

- ① 遺産分割協議の禁止(5年を超えない期間)
- ② 特別受益の持戻し免除
- ③ 生命保険の受取人の変更
- ④ 非嫡出子の認知
- ⑤ 推定相続人の廃除
- ⑥ 未成年後見人の指定
- ⑦ 祭祀主宰者の指定

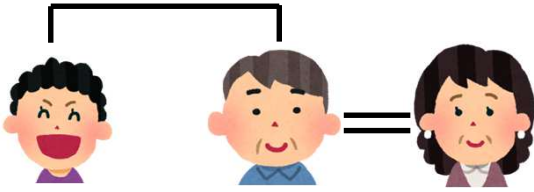
6

遺言書はどのような人が作成すべきか？

- ・ 遺産がたくさんある人
- ・ 不動産をもっている人
- ・ 家族が多い人
- ・ 家族に相続でもめてほしくない人
- ・ 家族がいない人
- ・ 相続人以外の人へ遺産を受け継がせたい人

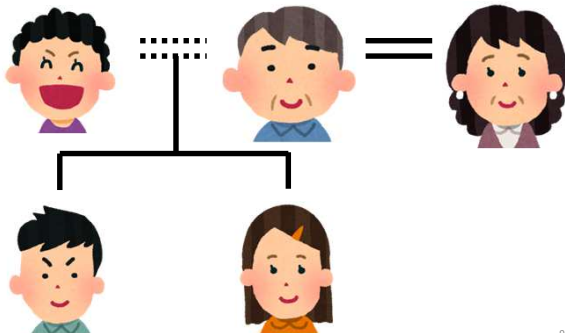
7

結婚しているが子・親がいない



8

再婚しているが、後婚に子がない



9

遺言の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言
概要	遺言者が全文(財産目録を除く。)、日付及び氏名を自書し、押印して作成 ※他人に書いてもらったり、ワープロ、ビデオ等による作成は無効	証人2名以上の立会いの下、遺言者の遺言内容を確認した公証人が作成する遺言に遺言者、証人及び公証人が署名・押印をして作成
保管場所	自身で保管 破棄、偽造や変造の恐れあり	原本は公証人役場で保管 破棄、偽造や変造の恐れなし
証人	不要 →遺言書の存在と内容を秘密にできる	2名必要 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族(両親、子ども)等は、証人にならない
家庭裁判所の検認手続き	必要	不要 →直ちに遺言内容の実現が可能
費用	不要	必要 (相続財産の時価や財産をもらう人の数による)
方式の不備	方式が厳格に決まっているため、 方式不備により無効となる危険性あり	公証人が関与するため、方式不備の心配なし

自筆証書遺言(方式緩和)
平成31年1月13日施行

(自筆証書遺言)
第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。
3 自筆証書(前項の目録を含む。)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

11

遺言書

1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎(昭和○年○月○日生)に相続させる。

2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎(昭和○年○月○日生)に相続させる。

3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子(昭和○年○月○日生)に相続させる。

4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○
職業 弁護士
氏名 丙山 太郎
生年月日 昭和○年○月○日

平成31年2月1日

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

甲野太郎 (印)

12

物件等目録

第1 不動産

1 土地

所在地 ○○市○○区○○町○○丁目

地番 ○番○

地積 ○○平方メートル

2 建物

所在地 ○○市○○区○○町○○丁目○番地○

宗地番 ○番○

種類 住宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 ○○平方メートル

2階 ○○平方メートル

3 区分所有権

1棟の建物の表示

所在地 ○○市○○区○○町○○丁目○番地○

建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○市○○区○○町○○丁目○番○の○○

建物の番号 ○○

床面積 ○階部分 ○○平方メートル

敷地権の目的たる土地の表示

土地の符号 1

所在地番 ○○市○○区○○町○○丁目○番○

地目 宅地

地積 ○○平方メートル

敷地権の表示

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 ○○○○分の○○○

第2 預貯金

1 ○○銀行○○支店 普通預金

口座番号 ○○○○

2 通算貯金

記号 ○○○○

番号 ○○○○

中野太郎 (印)

参考資料

遺言書

一 長女花子に、別紙一の不動産及び別紙二の預金を相続させる。

二 長男一郎に、別紙三の不動産を相続させる。

三 東京軒男に、別紙四の不動産を相続させる。

平成三十一年二月一日

法務五郎 (印)

上記三中、二字削除二字追加

法務五郎

(注)「行書体」で記載している部分は自書。

別紙一

目録

一 所在地 東京都千代田区霞が関一丁目

地番 ○番○号

地目 宅地

地積 ○平方メートル

二 所在地 東京都千代田区千代田一丁目○番○号

家屋番号 ○番○

種類 住宅

構造 木造瓦葺2階建て

床面積 1階 ○平方メートル

2階 ○平方メートル

法務五郎 (印)

上記二中、三字削除三字追加

法務五郎

別紙二

普通預金通帳

○銀行

○支店

お名前 法務五郎様

店番 ○○ 口座番号 ○○○○

※ 通帳のコピー

法務五郎 (印)

別紙三

目録

一 所在地 東京都千代田区千代田一丁目○番○号

家屋番号 ○番○

種類 住宅

構造 木造瓦葺2階建て

床面積 1階 ○平方メートル

2階 ○平方メートル

二 所在地 東京都千代田区千代田一丁目○番○号

家屋番号 ○番○

種類 住宅

構造 木造瓦葺2階建て

床面積 1階 ○平方メートル

2階 ○平方メートル

三 所在地 東京都千代田区千代田一丁目○番○号

家屋番号 ○番○

種類 住宅

構造 木造瓦葺2階建て

床面積 1階 ○平方メートル

2階 ○平方メートル

法務五郎 (印)

別紙四

目録

私名義の株式会社法務組の株式 12000株

法務五郎 (印)

遺言者が預けた遺言書を送ってもらう（撤回）

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保護の申請の撤回をすることにより、遺言書を送ってもらうことができます。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。
撤回書の様式は、遺言書HP（遺言書HP「お問い合わせ」欄）からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

2 撤回の申請の撤回ができる

遺言書の撤回の申請は、撤回の申請の撤回が可能です。

3 撤回の申請の撤回をする

撤回の申請の撤回をするには、撤回の申請の撤回の申請が必要です。

4 撤回の申請の撤回の申請をする

撤回の申請の撤回の申請をするには、撤回の申請の撤回の申請が必要です。

5 撤回の申請の撤回の申請の撤回をする

撤回の申請の撤回の申請の撤回をするには、撤回の申請の撤回の申請の撤回が必要です。

遺言書が変更事項を届け出る（変更の届出）

遺言者は、保護の申請時に届出した氏名、住所等に変更が生じたときは、遺言書保管所にその旨を届け出る必要があります。遺言書の内容は変更できません。

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。
届出書の様式は、遺言書HP（遺言書HP「お問い合わせ」欄）からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

2 変更の届出の申請の撤回ができる

変更の届出の申請の撤回は、撤回の申請の撤回が可能です。

3 変更の届出の申請の撤回をする

変更の届出の申請の撤回をするには、変更の届出の申請の撤回の申請が必要です。

4 変更の届出の申請の撤回の申請をする

変更の届出の申請の撤回の申請をするには、変更の届出の申請の撤回の申請の撤回が必要です。

5 変更の届出の申請の撤回の申請の撤回をする

変更の届出の申請の撤回の申請の撤回をするには、変更の届出の申請の撤回の申請の撤回の撤回が必要です。

相続人等が遺言書が預けられているか確認する（証明書の請求）

遺言書保管所とは、遺言書保管所が遺言書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分や相続人等が遺言書保管所から遺言書を受け取ることを確認する遺言書保管所です。（遺言書が預けられている場合に限り請求できます。）

遺言書保管所が遺言書の交付の請求の請求の請求

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める

交付の請求ができる遺言書保管所は、遺言書保管所（遺言書保管所）です。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。
請求書の様式は、遺言書HP（遺言書HP「お問い合わせ」欄）からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 交付の請求の予約をする

交付の請求の予約をするには、交付の請求の予約の申請が必要です。

4 交付の請求をする

交付の請求をするには、交付の請求の申請の撤回の申請が必要です。

5 証明書の受け取る

証明書の受け取るには、証明書の受け取るの申請の撤回の申請が必要です。

相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する（証明書の請求）

遺言書保管所とは、遺言書保管所が遺言書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分や相続人等が遺言書保管所から遺言書を受け取ることを確認する遺言書保管所です。（遺言書が預けられている場合に限り請求できます。）

遺言書保管所が遺言書の交付の請求の請求の請求

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める

交付の請求ができる遺言書保管所は、遺言書保管所（遺言書保管所）です。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。
請求書の様式は、遺言書HP（遺言書HP「お問い合わせ」欄）からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 交付の請求の予約をする

交付の請求の予約をするには、交付の請求の予約の申請が必要です。

4 交付の請求をする

交付の請求をするには、交付の請求の申請の撤回の申請が必要です。

5 証明書の受け取る

証明書の受け取るには、証明書の受け取るの申請の撤回の申請が必要です。

相続人等が遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言書保管所とは、遺言書保管所が遺言書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分や相続人等が遺言書保管所から遺言書を受け取ることを確認する遺言書保管所です。（遺言書が預けられている場合に限り請求できます。）

遺言書保管所が遺言書の交付の請求の請求の請求

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める

閲覧の請求ができる遺言書保管所は、遺言書保管所（遺言書保管所）です。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。
請求書の様式は、遺言書HP（遺言書HP「お問い合わせ」欄）からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 閲覧の請求の予約をする

閲覧の請求の予約をするには、閲覧の請求の予約の申請が必要です。

4 閲覧の請求をする

閲覧の請求をするには、閲覧の請求の申請の撤回の申請が必要です。

5 閲覧をする

閲覧をするには、閲覧の請求の申請の撤回の申請の撤回の申請が必要です。

遺言のタイミング

遺言書という死期が迫ってから書くようなイメージがあるかもしれませんが、「遺言能力」といって遺言者である本人に十分な判断能力があるうちに作成しないと、法的に有効な遺言書だと認められないおそれがあります。認知症になってから作成した遺言書は無効だということです。

したがって心身ともに健常であるうちに作成する必要があります。現在、何歳かにもよりますが、できるだけ早く取り組んだほうがよいでしょう。定年退職したときなど、人生の節目に遺言書を作成するという考え方もあります。

遺言書は何度でも書き直しができます。財産の変化や引き継がせたい人に変化があったらそのときに修正すればいいので、気になっているならあまり先送りにしないことをお勧めします。

ご清聴ありがとうございました。

司法書士法人
土地家屋調査士事務所
行政書士事務所
ENTRUST エントラスト

〒862-0926
熊本市東区保田窪4丁目14番68号
TEL 096-285-1120
http://entrust-k.jp

- 家族信託
- 不動産・預金の相続手続
- 遺言書作成サポート
- 成年後見の申立